

佐賀県後期高齢者医療広域連合健康診査事業に関する実施要綱に定める健診項目

別表第2（第9条関係）

区分	内容	
基本的な健診の項目	既往歴の調査	
	自覚症状及び他覚症状の検査	
	身体計測	身長
		体重
		B M I
	血圧	収縮期血圧
		拡張期血圧
	血中脂質検査	空腹時中性脂肪
		随時中性脂肪 <sup>*1</sup>
		H D Lコレステロール
		L D Lコレステロール <sup>*2</sup>
	肝機能検査	A S T (G O T)
		A L T (G P T)
		γ-G T (γ-G T P)
	血糖検査 (いずれかの項目の実施で可)	空腹時血糖
		H b A 1 c
		随時血糖 <sup>*3</sup>
	尿検査	尿糖
		尿蛋白
追加項目	血清アルブミン検査	
詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目） <sup>*4</sup>	貧血検査	赤血球数
		血色素量
		ヘマトクリット値
	12誘導心電図検査	
	眼底検査	
血清クレアチニン検査 (e G F R)		

※1 問診時に採血時間（食後10時間以上か未満か）について確認すること。やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪により脂質検査を行うことを可とする。

※2 中性脂肪が400mg/dl以上である場合又は食後採血の場合は、L D Lコレステロールに代えてN o n - H D Lコレステロール（総コレステロールからH D Lコレステロールを除いたもの）で評価を行うことができる。

※3 問診時に採血時間（食後10時間以上か未満か）について確認すること。やむを得ず空腹時以外に採血を行い、H b A 1 cを測定しない場合は、食直後（食事開始時から3.5時間未満）を除き随時血糖により血糖検査を行うことを可とする。

※4 詳細な健康診査の項目（医師の判断による追加項目）を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を記述することとする。

※5 後期高齢者健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に準じた必要な情報を提供するものとする。